租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	（法人税：義、所得税：外）（国税 10） （法人住民税：義、法人事業税：義）（自動連動）（地方税９）
		②	上記以外の税目	ー
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 中小企業者等又は青色申告書を提出する常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人事業主が、前年度から給与等支給額を 1.5%または 2.5%以上増加させた場合、その増加額のそれぞれ 15%、30%を税額控除できる。さらに、くるみん及びえるぼしの認定状況に応じて、税額控除率が５%上乗せされる。 また、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額は、５年間繰り越すことができる。なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の 20%を限度とする。
				《要望の内容》 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配政策ではなく、人材を惹き付け、生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する供給力強化政策そのものであり、経済成長の起点であるとの認識のもと、賃上げ率の向上を一過性のものとすることなく、引き続き賃上げを促進することで、賃上げの定着を図るため、本税制の適用期間を３年間延長する。 その上で、生産年齢人口の継続的な減少を見据え、賃金水準の変化をより適切に評価できるよう、現行制度の雇用者給与等支給額の増加要件を、従業員一人当たり給与等支給額の増加要件へ改める。 また、現行制度による賃上げ要件（雇用者給与等支給額が前事業年度比 1.5%以上増加など）を見直し、より積極的な賃上げを後押しする。
				《関係条項》 ・所得税（租税特別措置法第 10 条の５の４、租税特別措置法施行令第５条の６の４） ・法人税（租税特別措置法第 42 条の 12 の５、租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の５） ・法人住民税（地方税法第 23 条第１項第４号、第 292 条第１項第４号、地方税法附則第８条第 12 項） ・法人事業税（地方税法第 72 条第１号、第 72 条の２、第 72 条の 12、第 72 条の 14、地方税法附則第９条第 13 項～第 16 項）
5	担当部局			経済産業省中小企業庁事業環境部企画課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和８年９月 分析対象期間：令和５年度から令和 11 年度まで
7	創設年度及び改正経緯			平成 25 年度　新設 平成 26 年度　延長（平成 29 年度末まで）、

				拡充（雇用者給与等支給総額増加割合の要件緩和等） 平成 27 年度　拡充（雇用者給与等支給増加割合の要件緩和） 平成 28 年度　拡充（雇用促進税制との併用禁止解除） 平成 29 年度　拡充（中小企業に対する控除率の強化） 平成 30 年度　延長（令和２年度末まで）、 拡充（要件見直し、基準年度の撤廃） 令和３年度　延長（令和４年度末まで）、 拡充（継続雇用者要件から給与総額要件に変更） 令和４年度　延長（令和５年度末まで）、 拡充（要件見直し、控除率の強化） 令和６年度　延長（令和８年度末まで） 拡充（くるみん・えるぼし） 令和７年度　拡充（教育訓練費に係る上乗せ措置の廃止）
8	適用又は延長期間			令和 11 年度予定
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本租税特別措置によって企業の賃上げを促進し、物価上昇に負けない賃金上昇を実現することにより、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現し、我が国経済の活性化を目指す。
				《政策目的の根拠》 〇経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和８年７月 21 日閣議決定） 第２章　日本の成長力強化と安全・安心の確保 1.「強い経済」の実現 （３）強い地域経済の構築 （賃上げ環境整備） 2029 年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年１％程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。 最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標（骨太方針 2025）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、100 億企業や中堅企業から売上高１～10 億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実

				現する。 　地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。 〇日本成長戦略（令和8年7月 21 日閣議決定） 7.賃上げ環境整備　（2）対応の方向性　③講ずるべき施策パッケージ（賃上げの促進） 中小企業の生産性向上に係る補助金について、足元の賃上げ状況も審査・評価する仕組みに見直すことで、早期の賃上げを促すとともに、積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制も含めた効果的な措置を検討する。 〇労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略 6.賃上げの促進 　我が国経済の活性化のためには、暮らしの安全と安心を確保し、雇用と所得を増やし、消費マインドを改善し、企業の事業収益が上がる「強い経済」を構築することが必要である。また、この好循環を実現し、日本経済のパイを大きくするとともに、物価上昇に負けない賃金上昇、いわゆる実質賃金がプラスとなることを実現し、生活者が経済成長の果実を実感できる状況を確保することが必要である。 　このような考え方においては、賃上げは、生活者に対する分配政策にとどまらず、働き手のモチベーションを改善し、優秀な人材の確保につながることで、企業の競争力強化や人材の最適配置にも強く影響することから、供給力強化政策そのものであり、成長戦略の起点である。 　（略） ④ 賃上げ促進税制の抜本的見直し 　賃上げ促進税制は、重要な役割がある。このため、積極的に賃上げを行う中小企業・小規模事業者を後押しするために、必要な見直しの検討を行うと共に、伴走支援の中での制度の周知広報を実施していく。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業の発展
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	中小企業の賃上げを促進し、令和 11 年度までの間、実質賃金年1%程度の上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させるために、令和 11 年度までの各年度において、実質賃金年 1%の上昇を目指す。そのために、中小企業における名目賃金の増大を目指す。
		④	政策目的に対する租税特別措置等	本税制により、物価上昇を上回る賃金上昇を定着させ、生活者が経済成長の果実を実感できる環境を整備する。これにより、消費マインドの改善、事業収益の向上が促進され、中小企業・小規模事業者の「稼

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>の達成目標
実現による
寄与</td><td>ぐ力」の強化と賃上げの好循環の実現が期待される。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>有効性
等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>（単位：件）
<table><tr><td>年度</td><td>令和4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>法人税</td><td>204,181</td><td>238,744</td><td>275,014</td></tr><tr><td>所得税</td><td>25,781</td><td>33,909</td><td>36,575</td></tr></table>
<table><tr><td>年度</td><td>令和7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>法人税</td><td>307,579
(307,579)</td><td>331,958
(331,958)</td><td>365,134
(365,134)</td><td>380,075
(378,556)</td><td>403,531
(400,648)</td></tr><tr><td>所得税</td><td>41,216
(41,216)</td><td>44,482
(44,482)</td><td>48,928
(48,928)</td><td>50,930
(50,796)</td><td>54,073
(53,760)</td></tr></table>※令和6年度までは実績、令和7、8年度は現行制度による見込み、令和9～11 年度は従業員一人当たり給与等支給額の増加要件とした場合の見込み
※令和7年度以降は中長期の経済財政に関する試算（令和8年7月 30 日経済財政諮問会議提出）における成長戦略実現ケース①による見込み。()内は現状投影ケースによる見込み。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>【算定根拠】
〇法人税の適用件数について
（令和6年度まで）
・財務省「適用実態調査報告書」による。
（令和7年度から8年度まで）
・利益計上法人数の見込み×利益計上法人数に占める税制適用企業数の割合によって推計した。
①利益計上法人数について
・令和7年度以降の利益計上法人数は名目 GDP 成長率の変化に伴って増加すると仮定し、以下の式により推計した。
当年度利益計上法人数
＝ 前年度利益計上法人数
＋（前年度増加数 × 名目 GDP 成長率の対前年度増減率（※））
（※）名目 GDP 成長率の見込みは、「中長期の経済財政に関する試算」（令和8年7月 30 日経済財政諮問会議提出）に記載されている数値を利用している。
②利益計上法人数に占める税制適用企業数の割合について
・令和7、8年度においても、割合の変化はないと仮定し、令和6年度の税制適用割合（利益計上法人数に占める税制適用企業数の割合：23.51％）を用いた。
（令和9年度から令和 11 年度まで）
①利益計上法人数について
令和7年度から令和8年度までと同じ。
②利益計上法人数に占める税制適用企業数の割合について
・税制適用要件を従業員一人当たり給与等支給額の増加要件へ改めた場合の税制適用割合は、令和8年度に中小企業庁が実施したアンケートの結果から推計した。

〇所得税の適用件数について
（令和6年度まで）</td></tr>
</table>

・国税庁「申告所得税標本調査」による。
（令和7年度以降）
・法人税の適用件数見込みに、令和4年度から令和6年度までの実績に基づく所得税適用件数と法人税適用件数の比率の平均値（0.134）を乗じて推計した。

（参考）名目 GDP 成長率見込み

年度	令和6	7	8	9	10	11
成長戦略実現ケース①	3.7	4.1	3.0	3.9	2.7	2.7
現状投影ケース	3.7	4.1	3.0	3.9	2.3	2.2

※内閣府「中長期の経済財政に関する試算」
（令和8年7月 30 日経済財政諮問会議提出）

② 適用額

（単位：億円）

年度	令和4	5	6
法人税	2,024	2,908	3,330
法人住民税	186	276	326
所得税	60	113	133

年度	令和7	8	9	10	11
法人税	3,720 (3,720)	3,892 (3,892)	3,671 (3,671)	3,817 (3,807)	4,054 (4,031)
法人住民税	260 (260)	272 (272)	257 (257)	267 (266)	284 (282)
所得税	134 (134)	140 (140)	132 (132)	137 (137)	146 (145)

※令和6年度までは実績、令和7、8年度は現行制度による見込み、令和9～11 年度は適用要件を従業員一人当たり給与等支給額の増加率とした場合の見込み
※令和7年度以降は中長期の経済財政に関する試算（令和8年7月 30 日経済財政諮問会議提出）における成長戦略実現ケース①による見込み。()内は現状投影ケースによる見込み。

【算定根拠】
〇法人税の適用額について
（令和6年度まで）
・財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。
（令和7年度から令和 11 年度まで）
・①で推計した適用件数見込みに、適用企業全体に対する税制の各要件を満たす企業数の割合（※1）を乗じることで、各要件を満たす企業数を計算した。
・税制の各要件について、要件を満たす企業数×一社当たりの給与等支給増加額（※2）×控除率の計算を行い、それらを足し合わせることによって当年度分の適用額を推計した。

・その上で、繰越控除分の当年度適用見込み額を加えて推計した。
・なお、令和6年度適用額及び適用件数には、繰越控除制度による実績を含まない
（※1）
令和8年度中小企業庁実施のアンケート結果をもとに算出。
（※2）
従業員一人当たり給与等支給額の増加要件に改めた場合の給与等増加額の変動率（アンケート結果から算出）×令和6年度実績から計算した一社当たり給与等増加額を乗じることによって推計。

〇法人住民税の適用額について
・令和6年度までは、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」による。
・令和7年度以降は、法人税推計額に法人住民税率 7.0%を乗じて推計した。

〇所得税の適用額について
・令和6年度までは、国税庁「申告所得税標本調査」による。
・令和7年度以降は、所得税は、法人税の適用額見込みに令和4～6年度の実績に基づく所得税と法人税の適用額比率の平均（0.036）を用いて推計した。

③ 減収額

（単位：億円）

年度	令和4	5	6
法人税	2,024	2,908	3,330
法人住民税	186	276	326
所得税	60	113	133
法人事業税	64	122	166

年度	令和7	8	9	10	11
法人税	3,720 (3,720)	3,892 (3,892)	3,671 (3,671)	3,817 (3,807)	4,054 (4,031)
法人住民税	260 (260)	272 (272)	257 (257)	267 (266)	284 (282)
所得税	134 (134)	140 (140)	132 (132)	137 (137)	146 (145)
法人事業税	精査中	精査中	精査中	精査中	精査中

※令和6年度までは実績、令和7、8年度は現行制度による見込み、令和9～11 年度は従業員一人当たり給与等支給額の増加要件とした場合の見込み
※令和7年度以降は中長期の経済財政に関する試算（令和8年7月30 日経済財政諮問会議提出）における成長戦略実現ケース①による見込み。()内は現状投影ケースによる見込み。
※法人事業税の令和4～6年度減収額は、大・中堅企業分も含む。

【算定根拠】（いずれも適用額と同じ）
〇法人税の減収額について
（令和6年度まで）

・財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。
（令和7年度から令和 11 年度まで）
・①で推計した適用件数見込みに、適用企業全体に対する税制の各要件を満たす企業数の割合（※1）を乗じることで、各要件を満たす企業数を計算した。
・税制の各要件について、要件を満たす企業数×一社当たりの給与等支給増加額（※2）×控除率の計算を行い、それらを足し合わせることによって当年度分の適用額を推計した。
・その上で、繰越控除分の当年度適用見込み額を加えて推計した。
・なお、令和6年度適用額及び適用件数には、繰越控除制度による実績を含まない
（※1）
令和8年度中小企業庁実施のアンケート結果をもとに算出。
（※2）
従業員一人当たり給与等支給額の増加要件に改めた場合の給与等増加額の変動率（アンケート結果から算出）×令和6年度実績から計算した一社当たり給与等増加額を乗じることによって推計。

〇法人住民税の減収額について
・令和6年度までは、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」による。
・令和7年度以降は、法人税推計額に法人住民税率 7.0%を乗じて推計した。

〇所得税の減収額について
・令和6年度までは、国税庁「申告所得税標本調査」による。
・令和7年度以降は、所得税は、法人税の適用額見込みに令和4～6年度の実績に基づく所得税と法人税の適用額比率の平均（0.036）を用いて推計した。

〇法人事業税の減収額について
・総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」による適用額（実績）に 1.2%（地方税法に基づく標準税率）を乗じて推計した。（大・中堅企業分も含む）

④ 効果

《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》

〇実質賃金、名目賃金の推移

年度	令和4	5	6	7
実質賃金前年度比（%）	−1.3	−1.7	0.0	−0.1
名目賃金前年度比（%）	1.9	1.3	3.0	2.5

年度	令和8	9	10	11
実質賃金前年度比（%）	0.9 （0.9）	1.0 （1.0）	1.0 （0.3）	1.0 （0.3）
名目賃金前	3.1	3.1	3.2	3.2

年度比（%）	(3.1)	(3.1)	(2.5)	(2.5)

※令和7年度までは、厚生労働省「毎月勤労統計調査」における、実質賃金（現金給与総額指数から消費者物価指数（総合）の差をとったもの）、名目賃金（現金給与総額）の値を引用した。
※令和8年度から令和 11 年度の実質賃金は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和8年7月 30 日経済財政諮問会議提出）から、成長戦略実現ケース①（TFP 上昇率が 5 年程度で 1.1%まで上昇、その後更に 5 年程度で 1.4%に到達。労働参加率が女性と高齢者を中心に伸長したシナリオ）における賃金上昇率（雇用者一人当たり賃金・俸給（名目）の上昇率）と消費者物価上昇率（総合）の差をとって算出した。名目賃金は賃金上昇率の値を引用した。
・令和8年度　3.1（賃金上昇率）−2.2（消費者物価上昇率）=0.9
・令和9年度　3.1（賃金上昇率）−2.1（消費者物価上昇率）=1.0
・令和 10 年度　3.2（賃金上昇率）−2.2（消費者物価上昇率）=1.0
・令和 11 年度　3.2（賃金上昇率）−2.2（消費者物価上昇率）=1.0
また、括弧内の数字は、現状投影ケース（TFP 上昇率が従来の水準程度の0%台半ばで推移、労働参加率も成長戦略実現ケースよりも緩やかに上昇したシナリオ）における賃金上昇率と消費者物価上昇率の差をとって算出した。
・令和8年度　3.1（賃金上昇率）−2.2（消費者物価上昇率）=0.9
・令和9年度　3.1（賃金上昇率）−2.1（消費者物価上昇率）=1.0
・令和 10 年度　2.5（賃金上昇率）−2.2（消費者物価上昇率）=0.3
・令和 11 年度　2.5（賃金上昇率）−2.2（消費者物価上昇率）=0.3

【所期の目標（前回の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた当該租税特別措置等の達成目標）の達成状況】
　雇用者報酬（名目）及び家計最終消費（名目）は増加傾向にあり、家計所得は一定程度増大したといえる。一方で、令和7年度の実質賃金上昇率は−0.1%であり、物価高を上回る賃上げには至っておらず、賃上げの取組は道半ば。
　現在の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、人口減少による労働供給制約、中東情勢、大幅な物価高、原材料費やエネルギー価格の上昇などにより、厳しい状況にある。こうした中にあっても家計所得の増大を図るためには、中小企業全体において継続的な賃上げを実現していく必要があり、賃上げの促進にあたっては、予見可能性の高い本税制による支援を引き続き講じることが重要であることから、本税制の延長を要望する。

〇雇用者報酬、名目／内閣府「国民経済統計（GDP 統計）」

（兆円）

年度	令和4	5	6	7
雇用者報酬	296	302	314	325

※小数点以下は四捨五入

〇個人消費の拡大
※家計最終消費（除く持ち家の帰属家賃）名目／内閣府「国民経済統計（GDP 統計）

（兆円）

年度	令和4	5	6	7
家計最終消費（兆円）	257	262	270	282

※小数点以下は四捨五入

（前回目標）
　赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す。

【所期の目標から新たな達成目標へ変更する理由】
　経済財政運営と改革の基本方針 2026 において、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる」ことが示された。
　また、日本成長戦略（2026 年7月 21 日閣議決定）において、「積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制も含めた効果的な措置を検討する」ことが示された。
　上記を踏まえ、現在の政府目標に即したものとなるよう、本租税特別措置の目標を変更した。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
・実質賃金
令和4年度～令和7年度　厚生労働省「毎月勤労統計調査」
令和8年度～令和 11 年度　内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和8年7月 30 日経済財政諮問会議提出）」

・雇用者報酬
内閣府「国民経済統計（GDP 統計）」
Ⅲ.雇用者報酬_実額・増加率

・家計最終消費
内閣府「国民経済統計（GDP 統計）」
Ⅰ.国内総生産（支出側）及び各需要項目_家計最終消費支出_除く持ち家の帰属家賃

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》

　以下表中の「本税制による企業全体への賃上げ幅の影響(%)」の通り、令和 11 年度において、本税制は、名目賃金及び実質賃金いずれに対しても 0.46%分の上昇効果があると推計される。

年度	令和4	5	6	7
適用－非適用企業の賃上げ率の差(%)（A）【※1】	4.9	4.9	4.9	4.9
適用企業数（B）【※2】	229,962	272,653	311,589	348,795
中小企業全体（C）【※3】	3,322,234	3,279,577	3,236,920	3,194,263
中小企業全体に占める適用企業	6.92	8.31	9.63	10.92

の割合(%) (D)=(B)/(C)*100				
本税制による中小企業への賃上げの影響(%) (E)=(A)*(D)	0.34	0.41	0.47	0.54
全企業の総支給額のうち、中小企業の総支給額の割合(%) (F)【※4】	61.83	61.83	61.83	61.83
本税制による企業全体への賃上げの影響(%) (E)×(F)	0.21	0.25	0.29	0.33

年度	令和8	9	10	11
適用−非適用企業の賃上げ率の差(%)	4.9	4.9	4.9	4.9
適用企業数	376,440	414,062	431,005	457,604
中小企業全体	3,151,606	3,108,949	3,066,292	3,023,635
中小企業全体に占める適用企業の割合(%)	11.94	13.32	14.06	15.13
本税制による賃上げ幅(%)	0.59	0.65	0.69	0.74
全企業の総支給額のうち、中小企業の総支給額の割合(%)	61.83	61.83	61.83	61.83
本税制による企業全体への賃上げの影響(%)	0.36	0.40	0.43	0.46

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
(※1)
＜令和 5 年度について＞
〇分析方法:
令和7年に経済産業省が実施したアンケート結果
〇分析対象:
・令和7年に経済産業省が実施した中小企業へのアンケートに回答した企業のうち、令和5年度に法人税を納税しており、かつ、本租税特別措置に適用された企業(N=354)または適用されなかった企業(N=976)
〇分析方法:
・差の差分析(本租税特別措置の適用企業と非適用企業でそれぞれ給与総額の対数の平均値を算出し、その伸びを比較する。)
・適用企業の給与総額の対数の平均値は 9.019(令和4年度)から 9.083(令和5年度)に成長し、非適用企業の給与総額の対数の平均値

				は 8.095（令和4年度）から 8.110（令和5年度）に成長。 ・（9.083-9.019）-（8.110-8.095）=0.049 ＜その他の年度について＞ ・来年度以降も同様の制度が継続すると仮定すると、引き続き、適用企業は給与総額を 5.0%ほど大きく成長させることが予想されるため、令和8年度から令和 11 年度までについても、4.9%と仮定する。 ・令和7年度以前についても、令和5年度と同様、適用企業は給与総額を 4.9%ほど大きく成長させていたという前提のもと試算を行う。 （※2） 10①に記載した、法人税の適用数と所得税の適用数を足し合わせた値。 （※3） ・「平成 28 年経済センサス-活動調査」、「令和3年経済センサス-活動調査」をもとに作成された、「産業別規模別企業数」（中小企業庁事業環境部調査室）から、平成 28 年度は 3,578,176 社、令和3年度は 3,364,891 社であり、平成 28 年度から令和3年度までの間、年間 42,657 社減少している。 ・令和 11 年まで同じ幅で減少すると仮定して、以下の通り計算した。 平成 28 年度　3578176 平成 29 年度　3578176-42657=3535519 … 令和 11 年度　3578176-(42657×13)= 3023635 （※4） ＜令和3年度について＞ ・大企業の給与総額は、大企業の常用雇用者数（14,247,039 人）×大企業の常用雇用者の所定内給与額(301,763 円）により算出した。 ・中小企業の給与総額は、中小企業の常用雇用者数（27,143,912 人）×中小企業の常用雇用者の所定内給与額（256,578 円）により算出した。 ・中小企業の給与総額÷（大企業の給与総額＋中小企業の給与総額）により、全企業の総支給額のうち、中小企業の総支給額の割合を算出した。 出典：常用雇用者数…「令和3年度経済センサス-活動調査」、所定内給与額…「賃金構造基本統計調査」 ＜その他の年度について＞ ・令和3年度における割合を使用した。
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 該当せず
		⑤	税収減を是認する理由等	賃上げ、雇用増によるマクロの所得の向上を促すことで、個人消費の拡大、成長と分配の好循環を地域の中小企業にもたらす効果が期待される。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性	中小企業生産性革命推進事業等の生産性向上を目的とした補助事業は、政策目的に照らし支援の必要性が高い分野・企業に集中的に支援し、賃上げの原資を増大させるものである。

			等	賃上げは、一度実施すると元の額に引き下げることは困難であるため、慎重な企業判断を要するもの。本税制は、要件を満たす企業が広く活用可能であり、予見可能性が高いため、企業の賃上げ判断を後押しする効果が期待される。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業生産性革命推進事業等の生産性向上を目的とした補助事業は、政策目的に照らし支援の必要性が高い分野・企業に集中的に支援し、賃上げの原資を増大させるものである。 賃上げは、一度実施すると元の額に引き下げることは困難であるため、慎重な企業判断を要するもの。本税制は、要件を満たす企業が広く活用可能であり、予見可能性が高いため、企業の賃上げ判断を後押しする効果が期待される。
		③	地方公共団体が協力する相当性	少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う成長と分配の好循環を地域の中小企業にもたらすことが重要。 そのため、地域全体として雇用を守りつつ、賃金引き上げの環境整備を行うことは、地域を問わず取り組んでいくべき課題であるから、法人税率に併せて法人住民税についても同様の効果を適用することが相当である。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			前回の事前評価：令和５年９月（R5 経産 05）